

議案第 77 号

山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険基金条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「国民健康保険事業に要する財源が不足する」を「国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号参考資料

山陽小野田市国民健康保険基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(処分) 第7条 市長は、<u>国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる</u>場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。</p>	<p>(処分) 第7条 市長は、<u>国民健康保険事業に要する財源が不足する</u>場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。</p>